

同一労働同一賃金をめぐる実務上の対応

～待遇差の問題や説明義務への対応をどうするか？～

2018年6月に成立した「働き方改革関連法」における改正の目玉は、労働時間の上限規制と同一労働同一賃金です。

本講では、同一労働同一賃金をめぐる法改正や裁判例のポイントを説明した上で、企業において対応が必要な待遇（各種手当等）や待遇差の説明を求められた場合の回答方法や留意点について、最新の情報をベースに解説します。

-CONTENTS-

1. 同一労働同一賃金にかかる法改正

- (1) 法改正の内容
- (2) ガイドライン・通達のポイント
- (3) 施行日を踏まえた対応スケジュール

2. 均等待遇・均衡待遇をめぐる規制 ～指針や最新の判例情報を踏まえて～

- (1) 基本給
- (2) 賞与・退職金
- (3) 各種手当

- (4) 福利厚生（各種休暇・病気休職等）
- (5) その他の待遇

3. 待遇差の説明義務・行政ADR等

- (1) 説明を求められた場合の留意点
- (2) 行政による履行確保措置・行政ADR

4. 労働者派遣をめぐる問題

- (1) 派遣先均等・均衡方式とは？
- (2) 労使協定方式の内容・注意点

開催日時

令和 元年7月24日(水)

13時30分～16時30分

会場

経協会館3階ホール（新潟県経営者協会）

新潟市中央区川岸町1-47-3

講師 中山・男澤法律事務所 弁護士 高仲 幸雄 氏

平成12年早稲田大学卒業。平成15年弁護士登録。

使用者側弁護士の団体「経営法曹会議」のメンバーであり、人事・労務問題に精通している。著書は「改訂版 有期労働契約 締結・更新・雇止めの実務と就業規則」、「実務家のための労働判例読みこなし術」ほか多数。国土館大学の非常勤講師も務める。



受講料	一般 16,200円 (1名・消費税込) 会員会社 10,800円 (1名・消費税込)	定員	60名
申込方法	下記申込書にてFAX(025-267-2310)または ホームページ(Http://www.niigata-keikyo.jp)よりお申し込みください。 ※受講料は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	令和 元年7月17日(水) ※受講料は7月17日までに納入願います。 ※お申し込み後のキャンセルにつきましては、当日の取り消し(欠席を含む)のみキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会 (シャ.ケンケイイシヤキョウカイ)」 第四銀行・白山支店 普通預金No.0173179 北越銀行・古町支店 普通預金No.583391 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	・ <u>駐車場がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。</u>		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

労働法務講座申込書 (7/24)

会社名			
所在地	(〒)		
ご担当者	お名前	所属・役職	
連絡先	TEL:	FAX:	

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

受講料のご送金方法 (下の□に☑チェックしてください)

銀行振込
 その他
 請求書
 要
 不要

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会・IR活動の向上を目的としており、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはありません。